

令和2年度

第8回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和2年7月21日(火)
開会13時35分 閉会14時36分

場 所 教育委員室

令和 2 年度
第 8 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱について

(2) 報 告

- ① 求償権住民訴訟の判決について
- ② 大雨災害に伴う臨時バスの運行について
- ③ 令和 3 年度大分県立高等学校入学者選抜における配慮事項等について
- ④ 令和元年度英語教育実施状況調査の結果について

(3) 協 議

- ① 損害賠償請求事件の判決への対応について

(4) その他

松田委員退任挨拶

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵
事務局	理事兼教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	内 海 真理子
	高校教育課長	三 浦 一 雄
	文化課長	木 下 敬 一
	教育人事課 人事企画監	吉 雄 幸 平
	教育人事課 人事管理監	小 幡 英 二
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅	

2 傍聴人

10 名

開会・点呼

(工藤教育長)

本日はテレビカメラ2台、撮影を行います。

それでは、委員の出席確認をします。本日は、全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、各議題毎に、関係課長のみ入室しますので、よろしくお願いします。

また、ご案内のとおり、本日7月21日をもって松田委員の任期が満了するため、今回が最後の教育委員会会議出席となりますので、会議の最後に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、ただ今から令和2年度第8回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、林委員をお願いします。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時25分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(工藤教育長)

始めに、会議は原則として公開することになっていますが、公開しないことについてお諮りします。

第1号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案は非公開とします。

(工藤教育長)

本日の議事進行は、始めに非公開による議事、次に公開による議事の順に審議を行い、先ほど申しましたとおり、最後に松田委員からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

それでは、非公開の議事を行いますので、傍聴人は一旦退出をしてください。

【議案】

第1号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(工藤教育長)

第1号議案「大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱について」提案しますので、文化課長から説明をしてください。

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

よろしいですか。それでは、第1号議案についてお諮りをします。
ご承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

① 求償権住民訴訟の判決について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「求償権住民訴訟の判決について」教育人事課から報告をしてください。

(吉雄人事企画監)

「求償権住民訴訟の判決について」説明します。資料をご覧ください。

7月14日、「求償権住民訴訟差戻後上告審」の判決がなされ、住民訴訟が終了しました。

改めましてこれまでの経緯ですが、平成25年4月、おおいた市民オンブズマンから県に対し、「4 請求の趣旨」に記載のとおり求償権の行使等を求める提訴がなされました。

以降、「5 一審判決」では県一部敗訴、「6 二審判決」では県勝訴となりましたが、平成29年9月の「7 最高裁決定」により福岡高等裁判所へ破棄差戻しとなりました。

その理由につきましては、からの退職金返納額に相当する部分について求償権を行使しないことが違法な怠る事実にあたるとはいえないとした福岡高等裁判所の判断には、判決に影響を及ぼす明らかな法令違反があるとのもので、不正が行われるに至った経緯について、更に審理を尽くす必要があるというものでした。

そして、「8 二審判決（差戻後）」ですが、差戻後控訴審では、退職金相当額について求償すべき金額から控除することは相当ではなく、また本件不正に関し県教育委員会に具体的な責任があるとはいえず、に対する求償権の行使は制限されるべきではないとされ、また、求償債務は分割債務となり、

には4割の求償債務を負担すべきと判示されました。

それを受けまして、に対しては、「955万7717円及びこれに対する遅延損害金」を、また、に対しては「1万6352円及びこれに対する遅延損害金」の支払を請求せよ、との判決がなされました。

「9 判決内容」は、今回の最高裁判所の判決の内容で、1(1)に記載のとおり「に対して、2682万4743円及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求せよ。」という判決がなされました。

これは表の下段「理由」に記載のとおり、複数の公務員が共同して故意によって違法に他人に加えた損害を国や自治体が賠償した場合の求償権については、(分割債務ではなく)連帯して求償債務を負うものと解すべきであるとの判断によるものです。

求償権の行使に当たっては、どの範囲でどう請求すべきか経験のない中で、

専門家委員会の意見を求めて対応したところですが、今回最終的な司法判断が示されたもので、今後は、これに則って手続きを進めてまいります。

説明は以上です。

ご協議のほど、よろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告について、ご質問・ご意見はありませんか。

(岩崎委員)

今回、最高裁判所の判決により、司法の最終判断がなされたのですから、教育委員会としては厳粛に受け止めなければならないと思います。県には、求償権を粛々と執行していただくことになると思います。

本件の求償権の請求をどのようにするかについては、教育委員会は、当初から、元裁判官であった弁護士を含む法律専門家らで構成された専門家委員会の方々の意見をいただき、その公正な意見に基づいて大分県教育委員会としての方針を決めて求償権を行使してきたという経緯があります。

平成20年の事件によって発生した損害を填補する過程では、大分県の教育委員会関係者の方々から多額のご寄付もいただいて、県の財政に負担をかけないようにと、できるだけのことをしてきました。

残念ながら、専門家委員会の判断については、司法の場で一部考え方が認められないという判断がなされ、今回、最終判断に至ったということです。今後は、最高裁判所の判断に従って粛々と執行をなすことが要請されます。

本件の訴訟については、大変長い時間がかかりましたが、判決を踏まえてきちんと対応するのが正しいと考えます。

(工藤教育長)

ほかにございませぬか。それでは最終判断ですので、これに則って手続きを進めていきたいと思ひます。

② 大雨災害に伴う臨時バスの運行について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(工藤教育長)

次に、報告第2号「大雨災害に伴う臨時バスの運行について」高校教育課長から報告をしてください。

(三浦高校教育課長)

「大雨災害に伴う臨時バスの運行について」ご説明します。

資料をご覧ください。

令和2年7月豪雨により、JR久大本線が7月7日から大分・日田間で利用ができなくなりました。7月10日から大分・向之原間の一部でJRが復旧し、7月14日からは向之原・由布院間でJRによる代替バス輸送が行われています。

県教育委員会では、7月9日より久大本線を利用している高校生のために登下校で利用する通学用臨時バスの運行を行っています。7月9・10日は、大分と由布間、玖珠と日田間で臨時バスを運行し、2日間で延べ1220名の生徒が登下校時に臨時バスを利用しました。7月13日からは、湯布院ICから玖珠ICの高速道路が復旧したため、由布院や九重地区からも臨時バスの運行を行っています。現在は、JR不通区間で代替バスも運行されていない由布院駅から日田駅間の臨時バスを運行し、主に玖珠美山高校、日田高校、日田三隈高校、昭和学園高校、藤陰高校の生徒が1日あたり270名程度臨時バスを利用しています。

今後は、コロナ禍により夏休みも授業が行われることから当分の間、臨時バスの運行を実施します。なお、引き続きJRへは久大本線全線の早期再開及び由布院駅から日田駅間の代替バス輸送を要請することとしています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告について、ご質問・ご意見はありませんか。

(松田委員)

いち早く臨時バスを運行したことにより、この地区の人たちの不安が解消されたのではないかと思います。県立学校だけでなく、昭和学園高校や藤陰高校などの私立高校の生徒も利用できるようにしているので、大分県として、全体的に目を配りながら高校生の学習再開に向けて行っていることは、大変ありがたいことだと思います。

(林委員)

被害状況についてはJRや県も把握していると思いますが、かなり大きな被害があるので短期間で復旧はできないのではないかと思います。どれくらいの期間、臨時バスの運行を想定していますか。

(三浦高校教育課長)

復旧については、JRからいつまで時間がかかるという報告はありません。ただ、JRが利用できない区間及び期間については、臨時バスを引き続き運行したいと考えています。

(工藤教育長)

土曜日・日曜日も部活動ができない状態が続いたので、土曜日・日曜日についても臨時バスの運行を行っています。とにかくJRには、いち早く代替バスの運行をお願いしたいと思います。その前提として国道210号線の全線復旧が必要となります。土木建築部にも早期の道路復旧についてお願いをしていますが、大分川から筑後川までの非常に広範囲で被害が起きていて、いつ復旧ができるのか見通せない状況となっています。普通であれば今日から各学校で夏休みになるのですが、今年については新型コロナウイルス感染症による臨時休校等の影響もあり、授業が行われている状況です。臨時バスを運行することで、学びの保障をしっかりとやっていきたいと思っております。

③ 令和3年度大分県立高等学校入学者選抜における配慮事項等について

(3課〔教育改革・企画課、義務教育課、高校教育課〕入室)

(工藤教育長)

報告第3号「令和3年度大分県立高等学校入学者選抜における配慮事項等について」高校教育課長から報告をしてください。

(三浦高校教育課長)

「令和3年度大分県立高等学校入学者選抜における配慮事項等について」報告します。

資料の1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による中学校等の臨時休業の実施などを踏まえ入学者選抜における方針について以下のとおりとし、中学校3年生やその保護者並びに関係者へお知らせします。

まず、1番目として、推薦入試については、これまで中止、延期又は規模縮小等となった大会・行事等に志願者が参加出来なかったことのみをもって不利益を被ることがないように、参加することが出来た大会・行事等における成果・実績、あるいは日頃の活動状況を評価します。

続いて2番目として、調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業の影響で特定の入学志願者が出席日数や学習評価の内容等の記載、諸活動の記録や特記事項等の記載が少ないことのみをもって不利益を被ることがないように配慮します。

3番目は、一次入試の学力検査出題範囲についてです。

資料の2ページの資料をご覧ください。

これは、市町村立中学校での予定授業日数と今後の見通しをまとめたものです。

今年度の臨時休業日数は最も多い市町村で22日間に上りますが、夏季休業を短縮するなどして、大半の学習の遅れを取り戻すことができる予定となっています。現時点で、年間予定されている授業日数は最も少ない市町村でも195日あり、いずれの市町村も、学習指導要領上、修学に必要な授業日数175日を上回っています。

さらに、授業の実施にあたっては、令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」を踏まえ、必要に応じて、授業1コマの時間を短縮し、1日のコマ数を増やすことや、カリキュラムの再編成を行い、学習内容の重点化を行う等の工夫、行事の精選及び行事における予行演習等を効率化する等の工夫により、授業時間数の確保を行っています。

よって、現時点では卒業までに中学校等での学習すべき内容を全て修学することが可能である見込みとなっています。また、全国の状況につきましても、例年どおりや例年どおりの予定としているところが、都市部を除いて多くなっています。

資料の1ページにお戻り下さい。

以上により、今後の中学校等における学習活動が県立高等学校入学者選抜によって制限されることがないように、また中学校等が作成した指導計画における学習順序によって特定の入学志願者が不利とならないよう、中学校等における学習内容全般を広く検査するものとします。

また、出題方針についても、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即して出題するものとし、中学校等における日常の学習とその成果とともに、知識・技能とともに、思考力・判断力・表現力等を十分にみることが出来るものとします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大や県内全域にわたり蔓延した場合は、範囲や方針について、「中学校第3学年の教育課程の実施状況及び実施予定の調査」の結果を踏まえ工夫します。その場合は、改めてお知らせします。

最後に4番目として、受験機会確保のため、新型コロナウイルス感染症に罹患又は罹患の疑いのある受験者を対象に、追検査の実施を検討します。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告について、ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

推薦入試については日頃の活動状況を評価するということですが、大会に出て優勝した生徒たちの実績が奪われてしまい、生徒にとっては不安かなという感じがします。どのように日頃の活動状況を評価するのですか。

(三浦高校教育課長)

現在大会が行われている結果についても、当然、推薦等の記述の中に入れることができますが、それまでの生徒の活動状況を中学校等からしっかりお伝えいただいて、生徒が不利にならないような形で行いたいと考えております。

(松田委員)

付け加える形になりますが、大学入試でも3年生の活動が評価できないので、1・2年生の内容も見せていただくようにしています。高校の先生方から生徒の頑張っている姿の報告を受けて、2年生までに活動したことも付加していくというようなことです。生徒の不利になりそうなことは学校現場の先生方が一言加えて、推薦の内容にさせていただけるのではないかと思います。

この文書は、大変細かくよくまとめていると思います。生徒たちが「自分たちの時は新型コロナウイルス感染症があって不利だった。」と言うようなことがないようによろしくお願いします。

(高橋委員)

この報告を聞いて安心したのですが、生徒がスポーツとか文化などの得意分野での取組をしていて、その分野を生かして進学を希望している生徒たちが不利益を被らないように、しっかりとした支援をしてほしいです。学業はもちろんのことですが、自分の得意分野での個性を生かした進学もしっかりと応援していただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

(鈴木委員)

子どもたちの学習について、中学校の現場では、大変タイトなスケジュールで動いているというのが現状です。宿題も大変多いですし、体験型の行事は子どもたちのために先生方も実施したいという思いで何とか時間を工面して行っており、決して簡単に今の状況ができていくわけではないと思います。このような状況への配慮が必要だと思っており、中学校3年生やその保護者は非常に不安を持っていますし、子どもたちは自分が学習できているかどうかの確証が得られないまま、受験に向かうことになってしまいます。「ここまでが範囲」ということを明確に示していただいた方が子どもたちは頑張れると思いますし、やる気も出るのではないかと思います。

実際に、私の子どもが通っている中学校では、体育大会は本来1日だったものが半日になると言われ、大変楽しみにしているPTA競技もなくなってしまって非常にさみしい限りです。それでも何とか行事も確保して、子どもたちの体験活動をなくさないように学校側も苦勞してやっています。受験については、このような部分も少し配慮して、高校の先生方が判断していただけると有り難いです。

(三浦高校教育課長)

今回の新型コロナウイルス感染症に係る休業等を受けて、学校現場では、かなり工夫をして、授業をしていると認識しています。時間数だけではなく、授業のやり方や内容等も工夫をされていると思います。

今後、新型コロナウイルス感染拡大の「第2波」が到来するなど、不測の事態が生じた場合には、学習の順序などを調査した結果を踏まえて、改めて検討したいと考えています。

(林委員)

確認ですが、新型コロナウイルス感染拡大の「第2波」などが無ければ例年どおりの出題範囲でいくということでもいいですね

(三浦高校教育課長)

そのとおりです。

(岩崎委員)

資料の1ページの「3」に、「今年度中に終了する予定である中学校等における学習内容全般を広く検査する」ということで、特定の入学志願者が不利とならないように、今後調査していくことが書かれています。一方、資料の2ページでは「卒業までに中学校等での学習すべき内容を全て修学することが可能である見込み」と記載されております。これは、例年と同じ内容で実施可能であることを前提としているものと思われます。今までの状況を見た場合、特定の入学志願者が不利になるということは全くないという認識なのか、場合によれば一部配慮等をする必要があるという認識なのか、どちらになるのでしょうか。

(三浦高校教育課長)

中学校等にアンケート調査を行っており、現在のところ予定どおり中学校等における全ての学習内容を範囲として試験を行うことができると判断していますが、不測の事態があれば、再度検討することを考えています。

(岩崎委員)

学校現場からも、特段不利になるような問題があるわけではなく、配慮要請等がきている状況ではないが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の「第2波」などがあることも踏まえて、慎重に状況をみていく、という考えでよろしいですか。

(三浦高校教育課長)

はい。

(松田委員)

参考になればですが、今、大学現場でも凝縮した授業を行っています。学生にとっては、多くの量を短時間で学習することになり、理解をするのが大変だという話も出ています。教員は内容をこなさなければいけない、学生はそれを消化しないといけないという状況で、不安や疑問があったら、勤務時間を過ぎていても、教員は学生一人ひとりにきちんと対応しています。このように取り組んでいることを保護者の方には知っていただくと安心するのではないかと思います。

④ 令和元年度英語教育実施状況調査の結果について

(3課〔教育改革・企画課、義務教育課、高校教育課〕入室)

(工藤教育長)

報告第4号「令和元年度英語教育実施状況調査の結果について」高校教育課長から報告をしてください。

(三浦高校教育課長)

「令和元年度英語教育実施状況調査の結果について」報告します。

資料1ページをご覧ください。

まず、英語教育実施状況調査についてですが、これは毎年文部科学省が、公立小・中・高等学校における英語教育の状況について調査を実施しているものです。生徒の英語力に関すること、授業における英語使用の割合に関すること、英語担当教員の英語力・指導力に関すること等について全国の公立学校に調査したものです。

このうち、生徒の英語力や英語担当教員の英語力等については、都道府県毎の結果が出ております。

まず、生徒の英語力についてです。国が求める英語力を有すると思われる生徒の割合は、高校生は40.4%、中学生は38.2%でした。全国が上昇している中、本県は高等学校・中学校ともに減少しています。英語については、昨年度の全国学力・学習状況調査で全国平均を下回った結果を受けて、現在、授業改善を進めているところですが、高校においても同様に英語力の向上に課題が見られました。

次に、教員の英語力です。国の目標を達成した高等学校教員が66.7%、中学校教員が40.9%です。高等学校・中学校ともに、国が示す目標値(高等学校75%、中学校50%)に届きませんでした。授業力の向上を目指してきましたが、今後は教員自身の英語力向上にも結びつける取組が必要であると考えます。

今回の結果から、生徒の英語力の向上を喫緊の課題として捉えています。改

善の方向性として、生徒が英語学習に取り組みやすい環境作りに努めることが重要であると考えています。つきましては、高等学校・中学校ともに英語の資格・検定試験の受験経験者を増やすため、受験機会を作る学校の体制作りを進めます。

また、生徒が英語の資格取得に挑戦する目標を持てるように、日頃の授業の中で、「英語を使って何が出来るか」という視点で、生徒の英語力を評価し、生徒に提示する取組を一層進めたいと考えています。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告について、ご質問・ご意見はありませんか。

(岩崎委員)

「全国では英語力が上がっているという中で、県では英語力が下がっている」という説明がありましたが、前回の調査結果と比べて、今回数値が低下した原因を、今の段階でどのように捉えていますか。

(三浦高校教育課長)

生徒の英語力については、学校の教職員にアンケートをとって、実際に資格試験を受験し合格した者の人数と、それと同等の力を持っているという生徒の数を合計して計上するという調査になっています。教員が、日頃から授業の中で「ある場面や状況で英語をどのように使うことができるか」という視点で生徒を評価し、英語の力がどれだけ身についているかについて生徒一人ひとりを認定するような取組が不足していたのではないかと思います。

このような取組によって、授業中、実際に英語を使う機会が増え、生徒の英語を使う力がどれだけ身についているかを教員が把握できるようになります。実際に英語を使う場面での英語力を認定する指標をしっかりと示すことができるような授業構成、授業のすすめ方に取り組んでいきたいと考えています。

(岩崎委員)

この結果を報告することで、学校現場の先生方に状況を分析・対策をしていただくことになるとは思いますが、このことの対応は十分にできる、あるいはしているということでしょうか。

(三浦高校教育課長)

これまでも、中学校英語の教員の研究会、高等学校英語の教員の研究会等と情報共有をしながら、授業の中などで、どのように指導していったらいいのかという協議は進めてきましたが、これからも一層、連携を深めながら取組を進めたいと考えています。

(内海義務教育課長兼幼児教育センター所長)

義務教育課では、昨年度の全国学力・学習状況調査の結果を受けまして、大分市をのぞく17市町村の中学校英語科教員全員に対して年2回の研修に取り組んでいます。1回目はWeb研修となりましたが、全ての教員に改善プランを書いていただき、それを添削して返すという形にして、基本的な授業力の向上に資する研修を組み立てました。2回目については、実際に授業公開を行いながら、指導力向上に取り組めます。このような研修等を通じて本県の状況を説明し、問題意識を持っていただくという方向で考えています。

(林委員)

教員に求められる英語力ということですが、英検準1級以上を取得している教員の数が少なくなっています。ベテランの先生が退職して若い先生が採用されてきているなど、いろいろ理由はあると思いますが、若い先生の英検準1級以上の資格を取得しようとする意欲はどのような状況でしょうか。

(三浦高校教育課長)

英語の資格については、採用試験を受ける段階で取得されている方もいますし、そうでない方もいます。英語を使う場面を増やす授業を進めていくと、生徒たちに、実際の場面や状況に応じて、どのように英語を使うのかといったことを教えていくことになるので、教員についても、資格取得の意識が高まるのではないかと考えています。

(松田委員)

テレビ番組で、先生も生徒も英語力が非常に高い横浜と東京では、「日常生活の中で既に国際色豊かな住宅街に住んでいる」、「英語を使う場面が多い」、「積極的に外国の人と会話をする態度が多くある」、ということで、学校だけの授業だけでは英語力の向上がなかなか進まないのではないかというようなことを分析していました。

学校の授業だけに頼るのではなくて、生きた生活の中での英会話の経験が必要ではないかというようなことが番組の中で話されており、私もそう思います。学校での授業も大切ですが、他の国籍の方、英語を話す方との触れ合いを多くできるようにするといいのかなと思います。

(鈴木委員)

今、中学校や高校の学校単位で英検を受ける機会がありますか。

(三浦高校教育課長)

英語検定については、一定数の生徒たちの受験希望があれば、学校で準会場として試験を実施できるようになっています。

(鈴木委員)

私が中学生の頃は、学校単位で受検機会がありました。今は、自分の子どもが英検を受けるという話がなく、試験会場がない地域では、都市部などの地域まで行かなければなりません。普段、英会話の塾などに通っていないので、人数が集まれば学校を会場にできるとか、受験方法もわからない状態です。

私の自分の体験では学校が会場で、クラスの全員が英検を受けているという状況でしたが、受験料も無料ではなく家庭への費用負担もあります。学校で取り組むかどうかということが生徒の英検の資格取得に大きく影響するのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

(内海義務教育課長兼幼児教育センター所長)

県内の中学校で、学校毎で取り組んでいるという話はあまり聞きません。ただ、小さな学校であっても、近隣の学校と人数調整をしながら、近くに会場を設定するという事はあります。

また、県内では、4市で中学生向けの受験料の補助をしているという状況で、このような取組をしている市については、中学生の英検受験者数も多くなっていると思います。

(鈴木委員)

私自身の経験では、当たり前前に英検を受験した記憶があり、学校が準会場となって試験の実施があると、生徒たちが受験しやすい雰囲気になるのではないかと思います。遠くの会場に行かなくても、普段使い慣れた教室で受験できるという環境があれば、合格率も上がるようにも思いますので、取り組めるのであれば、ぜひお願いしたいです。

(三浦高校教育課長)

いただいた意見も取り入れながら、生徒が英語学習に取り組みやすい環境作りを前向きに進めていきたいと思っています。

(高橋委員)

A L Tの先生も活用して英語教育に力を入れていると思いますが、最終的に、いくら英検準1級の資格を取得した先生がいても、やはり教え方でそれぞれ変わってくると思います。統一した教材の使用や授業の進め方により、先生方には分かりやすい英語の授業をしてほしいと思います。

また、子どもは、一度、英語が嫌いになればとことん嫌いになると思いますので、いかに楽しく英語を学ばせるかということも他の英語の先生方と情報交換しながら取り組んでいただきたいと思います。

(岩崎委員)

大分県において、英検を受験した生徒の割合は50%以下の状況になってい

るとのことですが、全国平均と比べて受験の割合が小さいのではないのでしょうか。一度、調べてみてください。

(三浦高校教育課長)

はい。分かりました。

【協 議】

① 損害賠償請求事件の判決への対応について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

協議第1号「損害賠償請求事件の判決への対応について」教育人事課から説明をしてください。

(小幡人事管理監)

<説明概要>

- ・事案は、平成28年7月に中津東高校柔道部顧問が当時2年生の柔道部員（原告）の左頬を2度右平手でたたいたことによる後遺症等のため、県に対し約2370万円の損害賠償請求を求めた事件について
- ・事件の判決の対応県の主張が一定程度認められたこと、早期決着を図るため、教育委員会として「控訴しない」方向性を説明

(工藤教育長)

ご質問、ご意見等ございませんか。

(岩崎委員)

判決書に記載されている「原告の両頬が赤く腫れあがる受傷を生じさせる強さで」という箇所は、「刑事事件で認定された左頬を右平手で2回叩いた暴行にとどまらず」という内容と比べると、刑事事件での暴行の程度からより強い暴行が加えられたという認定がなされています。この認定に応じて損害額が算出されているのですが、それ以外の原告の主張である脳脊髄液漏出症、硬膜外自家血注入手術、中心性頸髄損傷の傷害を負ったという内容は否定されています。

民事事件での当該教員の証言内容等によって、刑事事件で認定された原告の顔を平手で2回叩いたという暴行の程度が、裁判所の判決ではより強い暴行の程度に認定されたのではないかと思います。民事事件の裁判所の認定については、証拠上やむを得ないというものであれば、それ以外の原告の主張に対する裁判所の認定は、極めて合理的なものだと考えます。なお、裁判所の認定した

損害額は、判決書で認定した事実に基づいて法律上責任が認められる内容のものであると考えます。

当該教員の証言内容等で刑事事件よりも重く認定された箇所について、教員側が問題としないとしているのかどうかは気になるのですが、いかがでしょうか。

(小幡人事管理監)

当該教諭は、原告を2回叩いたという点は認めています。また、その行為と原告が主張する内容との因果関係がないと主張してきたところです。今回の判決内容については、一定の主張が認められたのではないかと判断しています。

(岩崎委員)

刑事事件では暴行罪にとどまるという認定がなされたのですが、民事事件の判決書では、原告の両頬が赤くなっていたことを前提にして、平手で頬を叩いたこと以外に原告の両頬が赤くなった原因が見当たらないので、2回叩いたというレベルにとどまらないのではないかとという認定がなされています。その点で当該教諭は2回しか叩いていないと明確な回答をしていたのでしょうか。

(小幡人事管理監)

当該教諭は、2回叩いたことは認めているのですが、それ以外の行為については、本人は明確に覚えていないとのことでした。

(岩崎委員)

当該教諭の行為について、刑事事件で認定された以上の暴行があったという判断は、他の証人の証言などや、他に特段頬を床に押しつけた状況が認められないことを細かく事実認定したうえでなされています。2回叩いたという以外の行為について本人に記憶がないということであれば、裁判所の判断は当該暴行に関する箇所以外では極めて妥当なものであると認められますので、民事事件の判決書の内容はやむを得ないのではないかと考えます。早期に決着をするという利益も考慮して、「控訴しない」という方針でよいのではないかと思います。

(工藤教育長)

他にございませんか。よろしいですか。

(工藤教育長)

協議ではございますが、「控訴しない」という方向性についてお諮りをします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、教育委員会としては「控訴しない」という方向で必要な手続きを進めていきたいと思います。

【その他】

松田委員退任挨拶

(工藤教育長)

今日が教育委員として最後になります松田委員からご挨拶をお願いします。

(松田委員)

非常に長い時間だったと思っております。11年間、教育委員を拝命しました。

教育委員になった当初は、教育委員会とは何をする所だろうかと非常に期待と希望を持っておりましたが、ちょうど教育委員会が色々な所で叩かれ、真っ暗闇のような、とても厳しい時期を過ごすことになったのが1年目で、これは大変な仕事を引き受けてしまったと思えました。

毎日毎日、新聞やテレビなどで、大分県の教育の悪い部分といいますか、それまでの不適切であったことが報道され、そのことについて、どのように取り組めばいいか、みんなで一生懸命考えてきました。

私もずっと考えてきました。川の水に例えると、川の水はいつも穏やかに同じように流れていますが、その中に流れてる水については当然毎回違うもので、上流から濁った水が流れてくれば、支流はそれをまともに受けて崩れてしまう。水が末端まで流れることを考えると、清く正しく、そして前向きな教育感覚を、県の教育についての中心である教育委員会が流さなければいけないということで、私も必死に取り組んできたと思っております。

毎回、会議の時には謝罪や反省することが多く、私が教育委員になるまでの、非常にのびのびとして過ごしていた生活から一転して、車の運転もびくびくするような11年間でした。

教育委員になってから5年目くらいまでは、教育委員会の新しい改革についての審議が多かったように思います。また、この11年の間に、3名の素晴らしい教育長に出会いました。

それぞれの方が本当に真剣に大分県の教育を何とかしようと先頭に立って動いていらっしゃいました。また、県教育委員会事務局の職員の方、そして、市町村教育委員会の職員の方や現場の学校の先生方とも密に話ことができました。どのようにして取り組めばいいのかお互いに話し合いをしながら、取り組みを進めてきた結果として、教育委員になってから7、8年経って、子どもたちの学力向上、体

力向上を見たときに、徐々にではあるが上流から綺麗な水が流れ始めている、確かに流れている、その結果が出てきているということを感じました。

大分県の教育界全体が名誉挽回に取り組んで、その結果が明らかに出てきた11年間を見てまいりましたので、私としては思い残すことはないと思っています。

人間の一生は幼児期から小・中・高・大そして社会と、なめらかに成長しながら人間づくりをしていくものだと思います。教育委員として過ごした経験をもとに、今後は、教鞭をとっている大学の現場で良い保育者を育てて、素晴らしい大分県に住みたい、大分県に生まれてよかった、大分県の学校に行きたい、そして大分県に帰ってきて大分県で働きたいと思う人が増えるように頑張っていきたいと思っています。

教育委員の皆様、本当に素晴らしい先生方にお会いしまして、私を育てていただいたと思っています。

11年間、本当にありがとうございました。感謝しております。

(工藤教育長)

長い間、本当にありがとうございました。

それでは、これで令和2年度第8回教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。